

1 はじめに

本市は、平成17年度に公共施設の全館を原則禁煙とした以後、全庁的な方針等が示されておらず、公共施設における考え方や対応に統一性がない状況となっています。

また、近年の社会動向では受動喫煙防止対策と併せ、禁煙支援施策も求められるようになってきています。

今回、こうした状況を踏まえ、現状認識、課題、社会動向、市民ニーズ、職員状況の把握を行い、そこから導き出される基本的な考え方を整理した上で、本市における方針及び取組を策定しました。

2 方針及び取組の考え方

- 「健康都市」を掲げている本市では、敷地内においても全面禁煙が必要との意見は少なくない。しかし、非喫煙者の多くは喫煙を否定しているのではなく、煙を吸い込まない環境を望んでいる。
- 社会動向、健康都市としてのこれまでの受動喫煙防止対策の取組からすれば、他団体より先駆けて敷地内においても全面禁煙を進めることも考えられる。しかし何の対策も取らずに早急に実施することは様々な弊害も出て、場当たりの対応になる。
- まずは全面禁煙を目指すため、吸う人も吸わない人も、公共施設という空間をお互いの立場を尊重しながら利用することができる環境整備を図る必要がある。

3 方針及び取組の3つの柱

「受動喫煙防止対策」、「禁煙支援施策」、「マナー・モラル向上」の3つの柱（方針）を立て、取組を推進します。

方 針

受動喫煙防止対策

分煙の徹底を図りながら公共施設敷地内の禁煙区域を拡大し、全面禁煙を目指します。

禁煙支援施策

禁煙希望者に禁煙のサポートを行い、市全体の喫煙者を減らすことを目指します。

マナー・モラル向上

喫煙者の喫煙マナー・モラル向上を図ります。

● 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策の基準

【全面禁煙（敷地内も含む全面禁煙）】

子ども関連、健康推進、屋外喫煙場所設置困難（敷地狭小）施設等が該当。

【全面禁煙推進（喫煙場所以外は敷地内禁煙）】

喫煙場所の集約化等を図りながら実施可能な施設から全面禁煙化を進める。

【受動喫煙防止のための配慮が必要（敷地内での喫煙に配慮を要す）】

他の利用者が付近にいる時は、喫煙を控える、場所を移動する等の配慮をお願いする。

基準	施設等の種別	主な施設
全面禁煙	①子ども関連の施設、区域	施設：公立保育園、児童館、小中学校、図書館、地区公民館（児童館併設・学校隣接施設） 区域：ちびっ子広場 など
	②健康推進の施設	保健福祉センター、体育施設
	③屋外喫煙場所設置が困難な施設	ふれあい会館、老人いこいの家 など
全面禁煙推進	④上記以外の施設	市役所、市民会館、文化会館、中央公民館、スカイワードあさひ、東部市民センター、渋川福祉センター、新池交流館、多世代交流館 など
受動喫煙防止のための配慮が必要	⑤区域	都市公園 など

※ 適用除外施設：地域集会所、尾張あさひ苑、行政財産目的外使用許可の飲食店

屋外喫煙場所設置の際のルール設定

建物入口から10メートル以上離れた、人通りが少ない場所に設置し、市民の利用が多い施設では、喫煙スペースを明示する。

公共施設への標示

建物入口のステッカーで各公共施設の受動喫煙防止対策の基準を示す。

喫煙場所の集約化

公共施設が集まる区域（市役所、文化会館周辺）では、喫煙場所の集約化を図る。
⇒集約化により、市役所は全面禁煙

禁煙支援施策

- 禁煙相談窓口の設置、禁煙外来の紹介（市民、職員）
- 禁煙セミナーの開催等（市民、職員）
- 禁煙外来治療費の一部助成（市民）
- 小中学生に対する喫煙防止に関する教育の推進（市民）
- 市互助会補助事業（互助会審議会への提案）

マナー・モラル向上

- 公共施設等にマナー広告を設置
- 広報誌、ホームページにマナー・モラル向上PR記事を掲載

その他

- 民間企業（JT〔日本たばこ産業株式会社〕、ファイザー株式会社）との連携、協力
- 職員の就業時間中の禁煙推進（休憩時間中の喫煙は可）
- 毎月22日の「禁煙の日」に公共施設内の灰皿を撤去する取組の継続

4 開始時期

開始時期（基準日）	見直し時期
平成26年5月31日（世界禁煙デー）	平成30年度

※ 国等の動向により、見直し時期を変更する場合がある。